

秋田工業高等専門学校技術教育支援センター規則

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条第1項及び秋田工業高等専門学校学則第52条の4第2項の規定に基づき、秋田工業高等専門学校技術教育支援センター（以下「技術教育支援センター」という。）を置く。

2 技術教育支援センターの組織運営についてはこの規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 技術教育支援センターは、秋田工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究支援体制の充実に資するため、本校の技術に関する専門的業務を円滑かつ効率的に処理し、技術教育支援職員の能力及び資質向上を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 技術教育支援センターは、技術教育支援センター長（以下「センター長」という。）、技術長、副技術長、技術班長、技術専門員、技術専門職員及び技術職員をもって組織する。

2 技術教育支援センターに、次の技術班を置く。

- (1) 第一技術班（機械・実習工場系）
- (2) 第二技術班（電気・情報系）
- (3) 第三技術班（物質・環境系）

(業務)

第4条 技術教育支援センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実験・実習及び卒業研究・特別研究等における技術支援に関すること
- (2) 教員の教育研究活動に伴う技術支援に関すること
- (3) 情報処理センター、地域共同テクノセンター、工業技術実習センター及び実習工場への技術支援に関すること
- (4) 地域連携活動に伴う技術支援に関すること
- (5) 公開講座、体験入学等の学校行事への技術支援に関すること
- (6) 技術の継承及び保存、技術向上並びに技術教育支援のための技術研修に関すること
- (7) 実験室等の共通機器等の保守・管理及び災害事故防止に関すること
- (8) その他技術教育支援センターの目的達成のための必要な事項に関すること

(センター長)

第5条 センター長は、本校教員のうちから校長が任命する。

2 センター長は、技術教育支援センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(技術長等)

第6条 技術長は、上司の命を受け、技術専門員、技術専門職員及び技術職員の業務を統括する。

2 副技術長は、技術専門員及び技術専門職員のうちから校長が任命する。

3 副技術長は、上司の命を受け、技術長を補佐する。

4 技術長及び副技術長は、技術教育支援センターの職員の職務遂行に必要な知識及び技術等を修得させ、職員の能力及び資質等を向上させる内容の研修に努めなければならない。

(技術班長)

第7条 技術班長は、技術専門職員のうちから校長が任命する。

2 技術班長は、上司の命を受け、当該技術班の業務を処理する。

3 技術班長は、当該技術班に所属する職員の能力及び資質の向上に努めなければならない。

(運営委員会)

第8条 技術教育支援センターの運営及び業務を円滑に行うため、秋田工業高等専門学校技術教育支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、技術教育支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。